「COTOHA Call Center トライアルサービス」契約約款の廃止
（令和 7 年 2 月 17 日　ＣＡＳ３サ 000400002068-01 号）

実施　令和 7 年 4 月 1 日

「COTOHA Call Center トライアルサービス」契約約款は廃止します。

附　則

（実施期日）

1. この利用規約は令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2. この利用規約実施前に、「COTOHA Call Center トライアルサービス」契約約款によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。